

(令和8年1月27日)

曾於市経済対策

配布型商品券（第7弾）

取扱店募集要項

申込期間：令和8年1月27日（火）～令和8年12月28日（月）

※ 令和8年3月18日（水）までに登録された事業者は取扱店一覧のチラシに記載されます。以降は市ホームページのみの記載となります。

※前回に引き続き、商品券1枚あたり500円を飲食店で使用する際の600円取扱いは実施しませんので、予めご了承ください。

1 趣旨

この要項は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を鑑み、市内の生活者支援を行うことを目的として、実施する曾於市経済対策配布型商品券事業（第7弾）において配布する、「きばっど曾於市！商品券」の取扱店を募集するにあたり必要な事項を定める。

2 取扱店の概要

- (1) 特定取引は、商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (2) 取扱店は、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された店舗をいう。
- (3) 飲食店は、飲食物を扱う取扱店として登録された店舗をいう。
- (4) 地元店は、本社及び本店機能が市内にある取扱店をいう。

3 商品券の概要

- (1) きばっど曾於市！商品券は、曾於市内の取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。
- (2) 市民1人当たり1冊配布するものとし、1冊当たりの枚数は30枚とする。
商品券の1枚当たりの額面は、500円とする。
- (3) 商品券の1冊の構成は、全店応援券15枚及び地元店応援券15枚の2種類とする。
 - ア 全店応援券（全ての取扱店で使用できる商品券）
 - イ 地元店応援券（飲食店又は地元店でのみ使用できる商品券）
- (4) 商品券の1枚当たりの額面は、500円とする。
- (5) 商品券の使用期間は、令和8年4月23日（木）から令和8年12月31日（木）までとする。
- (6) 商品券の使用対象外となる物品及び役務は次のとおりとする。
 - ア 不動産や金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税、地方税や使用料などの公租公課

4 応募資格

取扱店として登録を希望する事業者で、以下に該当しないもの

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業を行っている店舗
- (2) 特定の宗教・政治団体と関係する事業者
- (3) 公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者

- (4) 役員等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

5 申込方法

- (1) この募集要項に同意のうえ、申請書に必要事項を記入し、換金振込先口座の写しを添付して本ページ下部の申込先のいずれかへ直接、または郵送で提出してください。
- (2) また、飲食店での登録を希望される事業者に関しては、営業許可を受けていることが条件です。（営業許可書の写しの提出は必要ありません。）
- (3) 複数の店舗を申込む場合は店舗毎の申請が必要です。申請書の様式は本ページ下部の申込先で直接の受取りまたは、曾於市ホームページからダウンロードしてください。
- (4) 申請のあった店舗について、申請書の内容を審査のうえ、取扱店として承認し、取扱店を表示する掲示用ポスターを配布いたします。登録不可である場合はその旨を通知します。

6 申込先

- 次のとおりとなります。
- (1) 曽於市役所 本庁 企画政策課（2階）
ア 郵便番号 899-8692
イ 住所 曽於市末吉町二之方 1980 番地
ウ 電話番号 0986-76-8802
 - (2) 大隅支所 地域振興課
ア 郵便番号 899-8193
イ 住所 曽於市大隅町中之内 9135 番地
ウ 電話番号 099-482-1211
 - (3) 財部支所 地域振興課
ア 郵便番号 899-4192
イ 住所 曽於市財部町南俣 460 番地 1
ウ 電話番号 0986-72-1111

7 申込期間

令和8年1月27日（火）から令和8年12月28日（月）までとする。
(受付時間：午前9時～午後4時、ただし、土・日・祝日を除く)
令和8年3月18日（水）までに登録された事業者は取扱店一覧のチラシに記載されます。
以降は市ホームページのみの記載となります。

8 商品券の取扱い

- (1) 取扱店は、消費者が物品等を購入し、また、サービスの提供を受けようとする場合、商品券の受け取りを拒んではならない。

- (2) 取扱店は、持ち込まれた全ての商品券裏面の「商品券取扱事業者印欄」に口座名義と同一の事業者名を必ず押印又は記入する。
- (3) 使用額が商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないものとする。不足分は現金等で受け取る。
- (4) 使用期限が過ぎた商品券、き損した商品券、既に使用済みの処理がされた商品券は受け取らない。
- (5) 商品券の紛失、盗難等に対し、曾於市はその責任を負わない。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店責務とする。

9 商品券の換金

- (1) 換金申請期間は、令和8年4月23日（水）から令和9年1月29日（金）までとする（受付時間：午前9時～午後4時、ただし、土・日・祝日・年末年始を除く）。この期間を過ぎた場合は換金に応じない。
- (2) 取扱店は、曾於市役所本庁企画政策課又は、大隅・財部支所地域振興課の窓口に「曾於市経済対策配布型商品券（第7弾）取扱店換金申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、使用済み商品券を添えて提出する。なお、押印又は記入のない商品券は換金に応じない。
- (3) 期間内においては、複数回の換金請求は可能とする。
- (4) 事務処理完了後、隨時（請求から概ね2週間程度）、取扱店が申込の際に記載した換金振込先口座に曾於市から振込を行うものとする。

10 換金の手数料

換金手数料は無料とする。

11 注意事項

- (1) 取扱店であることを表示する掲示用ポスターを店頭及びレジスター付近に表示すること
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (3) 換金目的での商品券の購入はしてはならない。
- (4) 商品券を自社商品の購買に使用してはならない。
- (5) 商品券を事業決済資金として使用してはならない。
- (6) 商品券の複製及び偽造をしてはならない。
- (7) 市は、取扱店が不正行為を行ったとみなされる場合は、取扱店の資格を取り消すとともに、商品券の換金に応じない。また、すでに換金済みの商品券についても全額返金を求める。

12 問合せ先

曾於市役所 本庁 企画政策課 政策調整係 電話：0986-76-8802
(午前9時～午後4時、ただし、土・日・祝日・年末年始を除く)